

令和8年度地域づくり担い手育成講座企画運営業務に係る 企画提案競技実施要領

令和8年5月20日

公益財団法人ふるさと島根定住財団

1. 概要

この要領は、（公財）ふるさと島根定住財団（以下、「財団」という。）が実施する「令和8年度地域づくり担い手育成講座」に関する企画運営業務を委託するにあたり、企画提案を募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 目的

本事業は、島根県内で地域づくり活動を行っている方、または行いたいと考えている方を対象に、活動を実現するための「実践力・仲間作り・心構え」を学ぶ連続講座を開講し、地域の課題解決や新たな価値創造に挑戦する「ローカルプレイヤー」を育成することを目的とする。受講生が一步踏み出すための具体的な実践スキルを養い、多様なローカルプレイヤーが県内各地で持続的に活動していけるよう支援をおこなう。

3. 委託業務の内容等

(1) 業務名	令和8年度地域づくり担い手育成講座企画運営業務
(2) 事業期間	契約締結の日から令和9年3月10日（水）まで
(3) 委託金額	委託業務にかかる委託金額は4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。 ※上記の金額には企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、財団との打ち合わせに要する費用を含む。 ※上記の金額は、提案に当たっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。
(4) 業務内容	別紙「業務委託仕様書」のとおり

4. 応募資格

本業務委託は、単独または共同提案により行うものとし、参加要件は以下の全てを満たす法人または複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

(1) 単独提案の場合

- ①単独の法人での参加は、島根県内に本店または支店、営業所のいずれかを有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。

(2) コンソーシアム提案の場合

- ① コンソーシアムでの参加は、構成員のうち1者以上は県内法人であり、管理法人を定めること。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理などの事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。
管理法人は以下の要件を満たすこと。
 - ア) 当該業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - イ) 当該業務委託を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- ② コンソーシアムとして企画提案競技参加申込を行う場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア) コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
 - イ) コンソーシアムの構成員が単独法人等としても重複参加する者でないこと。

(3) 単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員は次の各号を満たすこと。

- ① 島根県内に本社または事務所、事業所等を有する法人であること。
- ② 財団松江事務局との面談による連絡調整が随時行えると判断できる法人であること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。
- ⑤ 国または地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ⑥ 最近1事業年度の消費税および地方消費税の滞納がないこと。
- ⑦ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- ⑧ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- ⑨ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ⑩ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑪ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

⑫当該委託業務について十分な業務遂行能力を有すること。

(4) 業務委託終了までの間、財団との連絡調整が随時行えると判断できる法人であること。

5. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案競技参加希望者は、事前に参加申込書を財団に提出すること。その上で、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及び企画審査会への出席を要請する。なお、募集にあたっての事前説明会は開催しない。

(1) 告知開始	令和8年5月20日(水)	財団サイトでの募集開始
(2) 質問の受付期間	令和8年5月27日(水) 正午まで【必着】	本実施要領及び仕様書に関する質問は、別紙「質問書(様式1)」によりメールで提出すること。
(3) 質問の回答予定日	令和8年5月29日(金)	回答は、各参加者からの質疑を全て取りまとめ、財団サイトに掲載する。
(4) 参加申込書の提出	令和8年6月10日(水) 正午まで【必着】	企画提案競技に応募する者は、別紙「参加申込書(様式2)」を郵送または持参で提出すること。
(5) 参加資格通知予定日	令和8年6月12日(金)	参加資格を有する者には、「企画提案競技について」をメールにて通知する。

6. 企画提案書類の提出方法及び提出期限

(1) 提出方法	「7. 企画提案競技に係る提出書類」に掲げる書類一式を郵送または持参により提出すること。 ※FAX、メールでの提出は受け付けない
(2) 提出先	公益財団法人ふるさと島根定住財団 地域活動支援課 (担当: 藤原) 〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階
(3) 提出期限	令和8年6月19日(金) 17時まで【必着】

7. 企画提案競技に係る提出書類

(1) 企画提案書	5部	・企画提案書は、A4版表紙込15ページ以内(A3折込可)とする。
-----------	----	----------------------------------

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書の表紙には「令和 8 年度地域づくり担い手育成講座企画運営業務企画提案書」と記載し、併せて提案者名を記載すること。 ・ 企画提案書には、以下の項目を必ず盛り込むこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 企画コンセプト、受講生のターゲット ② 連続講座の内容（イメージ） ③ 受講者ネットワーク構築方法 ④ 受講生募集にあたっての広報計画案 ⑤ 講座内で使用する以下のワークシート <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己整理、棚卸しワークシート ・ ステップアップワークシート
(2) 見積書	5 部 (うち 4 部は写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積額は提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。 ・ 明細を作成し、事業費及び人件費についても可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。
(3) 実施体制 (図または表)	5 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務遂行にあたっての実施体制を図または表を示すこと。 ・ 直接雇用関係のあるスタッフと、外注スタッフ等委託を行い実施するものは区別して記載すること。

8. 選定方法

審査委員会を設置し、企画審査会において企画提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行う。

(1) 企画審査会	<p>審査会は以下の日程にて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日程：令和 8 年 6 月 24 日（水） ・ 場所：財団松江事務局会議室 ・ 方法：各社プレゼンテーション 20 分以内・質疑応答 10 分 <p>※時刻等詳細は、参加資格を通知した者に別途連絡する。</p>
(2) 審査項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業趣旨に沿っていること ② 目的に対して創意工夫のある企画内容であること ③ 受講生の確保が見込まれること ④ 実施体制（実施メンバー、過去の実績） ⑤ 効率性 ⑥ 熱意（企画にかける意気込み）
(3) 審査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後日書面により提案者全員に通知する。

<p>(4) 企画提案に係る留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画審査会に要する一切の費用は、参加者の負担とする。 ・ 受領した提案資料の差し替え及び再提出は認めない。 ・ 提出書類一式については、選定結果の如何に関わらず返却しない。 ・ 採用する企画提案書の使用权は財団に帰属する。
------------------------	--

9. 契約候補者選定後の手続き等

契約候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。(契約候補者と協議し最終仕様を決定した上で、最終仕様に基づく見積書を徴取し、予定価格の範囲内であった場合に契約を締結します。) 委託契約後、契約額の範囲内で内容を変更する場合があります。

10. 問い合わせ先

公益財団法人ふるさと島根定住財団 地域活動支援課 (担当: 藤原)

〒690-0003 島根県松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3階

電 話 0852-28-0690 メール chiiki@teiju.or.jp